

# 高松市電気自動車用急速充電設備等導入事業仕様書

## I 目的

本書は、電気自動車（以下「EV」という。）の普及促進に寄与するため、市が所有する施設等に電気自動車用急速充電設備等（配線等の付帯設備を含む。以下「EV充電設備等」という。）を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、実施方法等必要事項を定める。

## II 事業概要

高松市電気自動車用急速充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）は、原則として、EV充電設備等の設置、維持管理及び事業運営に当たっては、事業者の負担により行うものとする。

なお、別途費用が必要な場合は、契約の前に市と協議するものとする。

- 1 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。
- 2 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。利用料金については、廉価なものとし、利用者が分かりやすい料金形態とすること。

## III EV充電設備等を設置する施設

別図のとおり（道の駅「源平の里むれ」駐車場（高松市牟礼町原631番地7）及び道の駅「香南楽湯」駐車場（高松市香南町横井997番地2））

原則として設置位置については、既設設備のリプレイスとし、充電器専用駐車スペースは一台分とし、充電口が二口の充電設備を設置する場合も充電器専用駐車スペースは一台分とする。また、リプレイスしない場合の設置位置については、工事着工前に市及び占用許可者と協議するものとする。

## IV 事業期間

事業期間は、仕様書内設置施設2か所において、令和7年度末日までに充電設備を設置し、運用を開始する。期間は、別途締結する契約等において定めるものとするが、最低8年間とし、協議の結果、当該契約期間を延長することを妨げないものとする。

なお、事業期間終了後の取扱いについては、本市との協議によるものとする。

## V 費用負担

EV充電設備等設置および管理運用費用の負担に関しては、市の費用負担はないものと

する。

## VI 公有財産使用料等

減免とする。ただし、市と共同で公有財産を占用するものとする。

## VII 本事業の実施に伴う条件等

### 1 共通条件

- ・設置するEV充電設備等は利便性も考慮し、50kW以上とする。
- ・充電料金の課金に当たっては、クレジットカード、アプリ等、オンライン決済での支払いが可能な仕様とする。
- ・原則、図面にある既設EV充電設備が設置されている場所に、リプレイスをする方策とする。ただし、新たに設置する充電設備等の仕様によっては、関係各所と協議のうえ新たな設置場所を設けることができるものとする。
- ・本市の電力契約を廃止し、新たに電力契約を結び、EV充電設備等の利用により生じた電気料金の支払い方法等に関しては、市との協議によるものとする。
- ・第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- ・EV充電設備等に係る各種手続に要する費用は事業者の負担とする。
- ・設置工事は、施設の運用を維持し、行うものとする。
- ・本事業を実施するに当たり、事業者が本市との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復を行うものとする。
- ・事業者は、EV充電設備等の運用開始後に事故や障害等が発生した場合は、速やかに本市に連絡をした上で対応し、その内容及び結果を市に報告しなければならない。また、利用者からの事故等の連絡を受けた場合も同様とする。
- ・事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やEV充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（契約書等において定める事項）に適合していないことにより施設等損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- ・利用実態に関する各種データを収集し、毎年度終了後30日以内に市に報告すること。市から要求があった場合には、その都度情報を提供すること。
- ・事業者は、関係法令等を遵守するものとする。

### 2 道の駅独自の条件

道の駅「源平の里むれ」	・EV充電設備等の設置に関しては、図面を参照の上、歩行スペースのみを設置可能場所とし、駐車スペース
-------------	---

	にはE V充電設備等の設置はできないものとする。
道の駅「香南楽湯」	<ul style="list-style-type: none"> <li>• E V充電設備等の設置に関しては、図面を参照の上、歩行スペース及び駐車場空きスペースのみを設置可能場所とし、駐車スペースにはE V充電設備等の設置はできないものとする。</li> </ul>

※ 図面に関しては、ホームページ上には公開せず、本プロポーザルに参加意思のある事業者のみに渡すものとする。